2026年11月20日

各　位

会　社　名　　株式会社電通総研
代表者名　　代表取締役社長　　岩本　浩久
（コード番号　4812　東証プライム）
問合せ先　　エグゼクティブオフィス　　籾木　直人
（TEL.　　03-6713-6160）

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2027年１月中旬から下旬頃を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年12月９日（水）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

（１）基準日　　：2026年12月９日（水）
（２）公告日　　：2026年11月21日（土）
（３）公告方法　　：日本経済新聞
（注）当社の公告方法は、定款において電子公告と定められておりますが、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととされております。当社の電子公告サイトについて、メンテナンス等により一時的に公告の掲載を中断する可能性があることから、上記「やむを得ない事由」に該当すると判断し、本基準日の設定に係る公告は、日本経済新聞に掲載して行うことといたしました。

２．本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2026年10月30日に公表した「合同会社VICによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、合同会社VIC（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2026年11月２日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、本公開買付けによ

り当社株式の全て（但し、本不応募株式（注）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を株式会社電通グループ（以下「電通グループ」といいます。）及び公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者は電通グループとともに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請（以下「本要請」といいます。）する予定とのことです。なお、公開買付者及び電通グループは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本要請に基づき本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、上記「１．本臨時株主総会に係る基準日等について」に記載のとおり、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、（ⅰ）本公開買付けが成立しない場合、又は（ⅱ）本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができた場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

（注）「本不応募株式」とは、当社の親会社である電通グループが所有する当社株式120,779,736株のことをいいます。

以　上